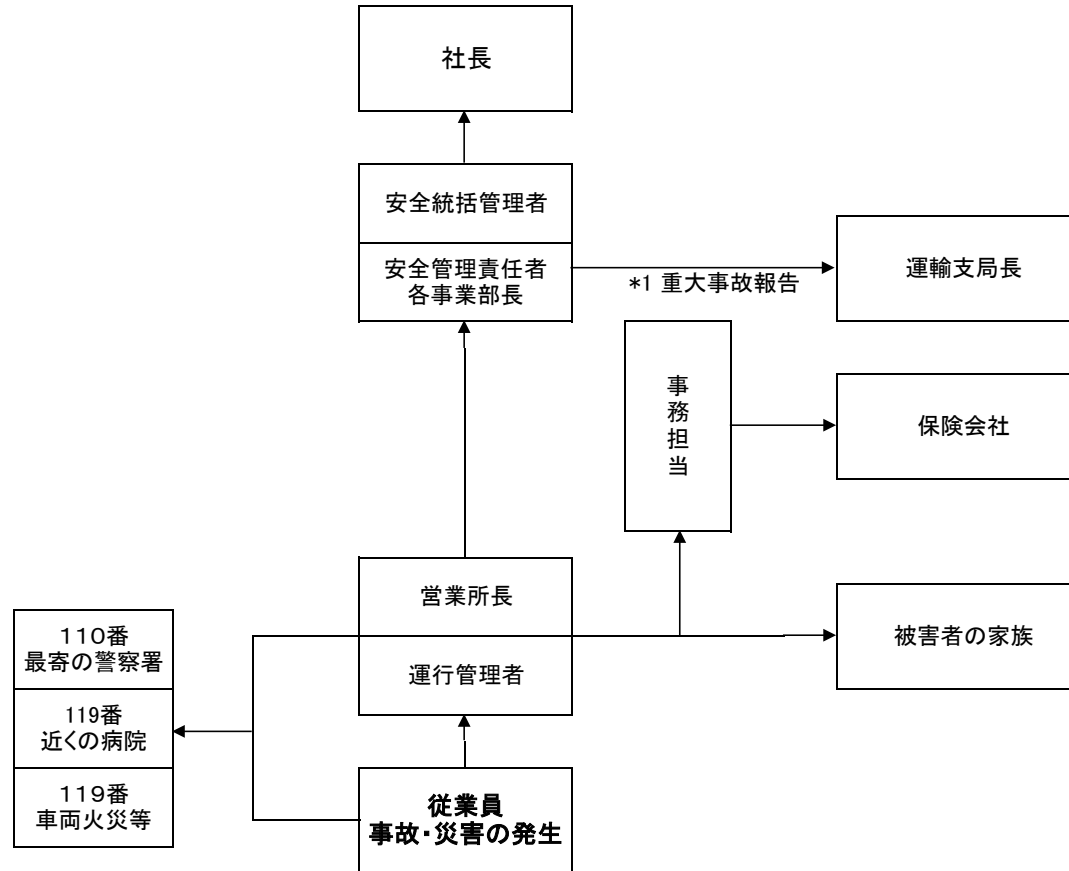


株式会社、事故・災害報告連絡網

2024年4月1日現在



*1 重大事故報告

自動車事故報告規則規則第2条に規定された事故について報告する。

報告事故とは…(1)自動車の転覆、転落、火災、踏切での鉄道との衝突または接触したもの(2)死者または重症者を生じたもの(3)自動車に積載されたもの(危険物等)の全部若しくは一部が飛散または漏えいしたもの